

新富町長 小 嶋 崇 嗣
(公 印 省 略)

「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度はふるさと寄附のお申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付いたしますので、恐れいりますが、
申請書にご記入のうえ、宮崎県新富町ふるさと納税ワンストップ受付センター宛に返送
いただきますようお願いいたします。

※ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税の申告を行わない給与所得者及び年金所得者が寄附をした場合に、
寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

この制度を利用するには、同封していますワンストップ特例申請書に、チェック
(2ヶ所)の上、期限内(令和8年1月10日まで)に寄附先に提出する必要がございます。
記入例をご覧ください、必要事項を記入の上、同封しています返信用封筒にて
ご提出をお願いいたします。

※提出後に住所変更があった場合などは届出が必要です。必ずご連絡ください。

※本町で受付が完了した際には、受理通知書の郵送に代えて、ご登録のアドレスへメールにてご連絡をさせていただきます。

※期限(令和8年1月10日まで)を過ぎた場合、申請書を受け付けできませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】
新富町ふるさと納税サポート室
TEL 0955-53-8488

※新富町では、ワンストップ特例申請受付業務を外部委託しています。

ワンストップ特例申請書は、宮崎県新富町ふるさと納税ワンストップ受付センターまで郵送してください。(別添の返信用封筒用紙をご使用ください。)

年 月 日		整理番号	
宮崎県新富町長 殿		フリガナ	
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	〒	氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明大昭 平令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
 (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。右のQRコードを読み取って寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

※お手持ちのスマートフォンに公的個人認証アプリ「IAM<アイアム>」をダウンロードする必要があります。



オンライン申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

<p>① 個人番号確認書類</p> <p style="text-align: center;">のりしろ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(裏面) (裏面:個人番号のある面) ・マイナンバー通知カード <p style="text-align: center;">どちらかのコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封してください。</p>	<p>② 本人確認書類</p> <p style="text-align: center;">のりしろ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 <p style="text-align: center;">上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p>
---	--

※この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けてください。
 ※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください。

複数自治体のワンストップ特例申請を

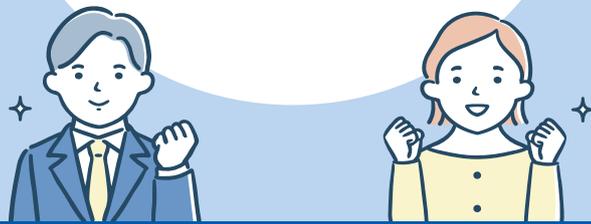
まとめて



01
寄附履歴や受付状況を
まとめて管理

02
ワンストップ特例をまとめて申請

03
住所変更や氏名変更も
まとめて手続き



「ふるまど」と「IAM(アイアム)」で
まとめて複数自治体の
ワンストップ特例申請ができます。



書類作成不要



コピー不要



切り貼り不要



返送不要

申請アプリIAMの
ダウンロードはこちらから



iPhone



Android

便利! 「ふるまど」で、複数申請、住所・氏名変更も1回で!

ワンストップ特例申請はスマホでまとめて

寄附金税額控除の「ワンストップ特例申請」の方法は2種類。最適な申請方法をお選びください。



申請方法 1

スマホでまとめて申請

必要なのはスマホとマイナンバーカードのみ



STEP 1

アプリをダウンロード

申請アプリ「IAM」をダウンロードします。



STEP 2

「ふるまど」サイトにアクセス

ふるさと納税総合窓口「ふるまど」にアクセスして新規アカウント登録します。

- ※「ふるまど」アカウント登録後、ご自身の寄附情報を追加し、アプリで個人認証を行うと申請が完了します。
- ※寄附情報の追加は、申込時の情報を入力してください。
- ※住所や氏名などの変更がある場合は、寄附情報追加後、正しい情報に変更をお願いします。
- ※ふるさと納税 総合窓口「ふるまど」、公的個人認証アプリ「IAM」の対応自治体に限り、まとめて申請が可能です。



ふるさと納税 総合窓口
ふるまど
<https://furumado.jp/>

STEP 3

アプリで簡単に個人認証

マイナンバーカード作成時にご自身で設定した暗証番号2種類(※)を入力。マイナンバーカードをかざし完了ボタンを押すだけ!

- ※券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)と、署名用電子証明書暗証番号(英大文字・数字6~16桁)です。
- ※暗証番号をお忘れの場合や一定回数連続して入力を間違えた場合は再設定が必要です。詳しくは住民票のある自治体にお問い合わせください。
- ※寄附された翌年の1月10日までに行ってください。



※申請書の送付は「不要」です。

申請方法 2

書類郵送で申請する

従来の紙と郵送による申請も可能です



STEP 1

申請書のチェックをする

ワンストップ特例申請書の申請者情報をご確認ください。誤りがある場合は二重線で消し訂正をお願いします。個人番号欄には、申請者のマイナンバー(12桁)をご記入ください。

STEP 2

必要書類を貼付

住所氏名が一致している確認書類のコピーを切り取り、指定の場所に貼り付けてください。確認書類は下記3パターンのうちいずれかをご用意ください。

A マイナンバーカード

マイナンバーカードの両面の写し



B 顔写真付き本人確認書類

公的機関発行の顔写真付き本人確認書類(写し)

- ・運転免許証
- ・パスポート



個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(写し)



もしくは

マイナンバー記載の住民票(写し)



C 顔写真なし本人確認書類

氏名・生年月日・住民票の住所がわかる公的機関発行の書類(写し)2点以上

- ・健康保険証
- ・国民年金手帳



※2点以上

STEP 3

申請書を返送

申請書・必要書類を返送してください。

寄附された翌年の
1月10日(必着)

でご提出ください。



のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

①山折り
②三つ折

②三つ折

③山折り

- 【返信用封筒でご郵送いただけます】
1. 山折り線をつき
 2. 一度開き
 3. 送付するものの中に入れてください。
 4. ピンク色ののりしろ部分ののりづけを、のりしろ部分ののりづけをのりづけしてください。
 5. きらんと封かんされています。



差出有効期間
2026年1月31日まで

8 4 7 8 7 9 0
0 2 6

行

佐賀県唐津市鏡4337-1 ソフトプラス(株)佐賀営業所 一般財団法人こゆ地域づくり推進機構 (宮崎県新富町ふるさと納税係)

【2025年 ワンストップ特例関係書類】

- 本人確認書類コピー
- 個人番号確認書類コピー
- 税額控除に係る申告特例申請書

※本封筒は普通郵便での郵送となります。郵便の到着確認が必要の方は、簡易書留等でご郵送ください。
なお、その際の郵便料は自己負担となりますので、必要な郵便料の切手を貼ってください。

提出期限：2026年1月10日まで(必着)

※書類はすべて揃っていますか？



お客様

ご住所 〒

※ご記入ください

のりしろ